

令和5年度 健康づくり普及啓発事業仕様書

令和5年4月20日

宮崎県健康増進課

1 業務の目的

健康増進計画に基づく県の取組を広く県民に周知・啓発し、県民一人ひとりに行動の変容を促すとともに、健康維持・増進に取り組むための社会環境整備を行うことにより、県民の健康寿命の延伸を図る。

2 業務の名称

令和5年度 健康づくり普及啓発事業

3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで

4 事業の概要

- (1) 啓発資材の作成（①配布資材・②展示資材）
- (2) 広告塔（PR大使）を起用したプロモーション
- (3) コンビニエンスストア等とのタイアップ企画
- (4) 「いい歯の日」を中心としたキャンペーン

5 業務委託の内容

県と協議をしながら、以下の業務をおこなう。

(1) 啓発資材の作成

健康寿命と関連深い栄養・食生活、身体活動、歯の健康、がん検診の各分野について、統一されたデザインを用いて一貫性のある啓発資材を制作する。全体のテーマとして「健康寿命」を掲げ、各事業予算を活用して各種啓発資材の制作等をおこなう。

※なお、本事業の予算には「ナッジでそっと後押し健康づくり支援事業」が含まれているため、資材等の制作にあたっては、ナッジ理論の活用を通じた工夫を施すこと。

① 配布資材の制作

栄養・食生活、身体活動、歯の健康、がん検診について、基本情報や県の取組等を紹介する啓発資材を制作する。資材の種類については、ちらし、リーフレット、冊子、啓発グッズ（ティッシュやボールペン等、県民が手に取り興味をもってもらえるようなもの）

② 展示資材の制作

防災庁舎1階スペースや各種会議等での展示、その他ブース出店等によるプロモーションをおこなう際に、スペースの大小に応じて柔軟にディスプレイできるような設営物一式（ポスター、パネル、のぼり旗、ロールテーブル等、来場者等の目にとまるようなもの）

(2) 広告塔（PR大使）を起用したプロモーションキャンペーン

プロモーションの中心的な役割を担う「広告塔」となる人物を起用し、契約期間を通じた広報展開をおこなう。上記（1）の啓発資材（ポスター等）への掲載のほか、テレビ・ラジオ・新聞等の各メディアへの露出（CMを含む）やユーチューブやインスタグラム等のSNSでの情報発信、PRイベントへの出演など、あらゆる媒体を通じたプロモーション手段の中から、企画提案を受け決定する。

なお、広告塔の選定にあたっては、県民の中で広く認知されており、「健康的」「明るい」「清潔感がある」などといった、受け手に好印象を与えるようなタレントや文化人・芸能人等（個人又はグループ）の中から、企画提案を受け決定する。

(3) コンビニエンスストア等とのタイアップ企画

宮崎県がコンビニエンスストア等と締結している包括連携協定を活用したタイアップ事業。店内の商品棚のPOPによる装飾や、プレゼントキャンペーンの実施などを予定。プロモーションの内容は、企画提案の内容を参考にしつつ、最終的には県と包括連携企業等との協議により決定する。

(4) 「いい歯の日」を中心としたキャンペーン

いい歯の日（11/8）を含む日程（11月上旬）で、県民の歯と口の健康に対する興味の喚起、定期的な歯科健診受診の啓発・セルフケアの動機付けをおこなうようなキャンペーンを実施する。キャンペーンの内容は、企画提案を受け決定する。

【参考】プロモーションスケジュール

| | | |
|---------|--|--------|
| 9月 | 健康増進普及月間 | 健康全般 |
| 9月 | 食生活改善推進運動 | 栄養・食生活 |
| 10月前半～ | ピンクリボン月間（10/1周辺） がん検診受診率50%キャンペーン月間 | がん検診 |
| 10月後半～ | コンビニエンスストア等とのタイアップ | 栄養・食生活 |
| 11月 | 「いい歯の日」キャンペーン（11/8周辺） | 歯科保健 |
| 11月～12月 | 運動をテーマとした普及啓発 | 身体運動 |

9月から「健康増進」に関する各種月間が始まるため、9月から12月の4か月を、特に集中的に広報をおこなう期間と位置づける。契約締結から8月までは、この集中広報期間に向けた準備期間として、資材等の作成やPR計画の立案等をおこなう。

6 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県福祉保健部健康増進課
電子メール：kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 制作、実施に当たっては、県及び関係機関と十分に連携を取りながら行うこと。
- (2) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (3) 業務進捗にあたっては、各事業の業務スケジュール表（進捗管理表）を作成し、県の担当者と共有すること。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。
- (5) 作成した各資材のデザインデータ等（動画などを含む）は、DVDに保存し県の指示する期日までに、上記6に納品すること。